

『認定』のための添付書類一覧表

『被扶養者(異動)届』のほかに、下記の書類が必要です。

被保険者との続柄	添付書類		扶養状況調査書	収入に関する証明書					住民票 (続柄記載・世帯全員) 在学証明書 又は 学生証(写) 又は (予備校舎)	(別居時送金証明 (銀行振込控)(写))			
				課税所得証明書	雇用証明書	確定申告書・ 収支内訳書(写)	公的年金通知等 (写)	年金見込額 照会回答票					
同居してなくてもよい	配偶者	無職・無収入	○							※1			
		パート・アルバイト等の就労収入がある	○		○					※1			
		年金・恩給	受給中	○			○				※1		
			申請中、これから受給する	○				○			※1		
		その他の収入がある	○	○		○				※1			
	子	0歳～18歳(高校卒業前)		○									
		19歳以上 (高校卒業後)	学生	収入なし	○	○					○		
				収入あり	○	○	○				○		
		19歳以上 (高校卒業後)	年金	無職・無収入	○	○						○	○
				パート・アルバイト等の就労収入がある	○	○	○					○	○
				受給中	○	○		○				○	○
				申請中、これから受給する	○	○			○			○	○
	その他の収入がある	○	○		○				○	○			
	祖父 実父母	無職・無収入	○	○							○	○	
		パート・アルバイト等の就労収入がある	○	○	○						○	○	
年金・恩給		受給中	○	○		○				○	○		
		申請中、これから受給する	○	○			○			○	○		
その他の収入がある	○	○		○					○	○			
兄・姉・弟・妹・孫	0歳～18歳(高校卒業前)		○								○	○	
	19歳以上 (高校卒業後)	学生	収入なし	○	○						○	○	
			収入あり	○	○	○					○	○	
	19歳以上 (高校卒業後)	年金・恩給	無職・無収入	○	○						○	○	
			パート・アルバイト等の就労収入がある	○	○	○					○	○	
			受給中	○	○		○				○	○	
			申請中、これから受給する	○	○			○			○	○	
その他の収入がある	○	○		○					○	○			
同居が条件	0歳～18歳(高校卒業前)		○								○	○	
	19歳以上 (高校卒業後)	学生	収入なし	○	○						○	○	
			収入あり	○	○	○					○	○	
	19歳以上 (高校卒業後)	年金・恩給	無職・無収入	○	○						○	○	
			パート・アルバイト等の就労収入がある	○	○	○					○	○	
			受給中	○	○		○				○	○	
			申請中、これから受給する	○	○			○			○	○	
その他の収入がある	○	○		○					○	○			

(上記、必要書類以外に別途添付)

退職に伴う申請	退職に伴う場合は必須	退職日が確認できる書類 以下のいずれか 「退職証明書(写)」 「健康保険資格喪失証明書」 「離職票1・2(写)」 「雇用保険資格喪失確認通知書(写)」等	
	1年以内に退職した者	雇用保険受給(日額3,611円以下)	「雇用保険受給資格者証(両面の写)」
		雇用保険に未加入	雇用保険未加入が確認できる書類:「給与明細(写)」、雇用保険未加入の記載がある「退職証明書(写)」等
		加入期間不足	「離職票1・2(写)」又は「雇用保険資格喪失確認通知書(写)」
		すでに受給終了	支給終了印のある「雇用保険受給資格者証(両面の写)」
		受給期間延長	延長の手続き終了後、「雇用保険受給延長通知書」または「延長の押印ありの離職票1・2(写)」
失業給付の申請をしない	「離職票1・2(写)」又は「雇用保険資格喪失確認通知書(写)」		
出産に関わる退職	認定対象者の氏名と予定日が記載されている「母子手帳(写)」		
その他	出産手当金・傷病手当金を受給している場合 ※1 内縁の配偶者、又は孫を申請する場合	「支給決定通知書(写)」等、日額3,611円以下であることが確認できる書類 被保険者と認定対象者分の「住民票」と「戸籍謄本」	
	出生児の申請	出生が確認できる書類:被保険者と出生児の関係を証明できるもの 以下のいずれか 「住民票」「母子手帳出生届出済証明欄(写)」 「出産育児一時金等直接支払制度合意文書※(写)」 ※直接支払制度合意文書は、当健保組合の被保険者・被扶養者であり、かつ直接支払制度を利用する場合に限る。	
	事業を廃業した場合 外国人	「税務署受理印のある「事業廃業届(写)」 「住民票」(全ての項目について省略なしのもの)	

注1: 就労収入がある場合は、被扶養者資格確認(検認)の際に、「給与明細(写)」を頂く場合もございますので、保管してください。

- 2: 「住民票」で続柄等が確認できない場合は、「戸籍謄本」が必要となります。
- 3: (写)と記載のないものについては、全て原本の提出となります。
- 4: 提出頂いた書類は返却いたしません。
- 5: 提出書類による認定可否については、事業主様を通して連絡します。
- 6: 上記の書類以外に扶養認定審査上、必要に応じて他の書類を提出していただく場合もあります。
(例: 「雇用契約書(写)」 「生活状況実態調査書」 「扶養申請申立書」等)